

令和3年度

六 瑞 の P T A



東京都荒川区立第六瑞光小学校 P T A

116-0003 東京都荒川区南千住 1-4-11

TEL 03 (3891) 5239

# 教 育 目 標

人権尊重の教育を基盤とし、心身ともに健康で国際社会に生きる人間性豊かな児童を育成する。

## よく学び 仲良く 元気な 六瑞っ子

# P.T.A 規 約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は第六瑞光小学校 PTA といい、事務所を学校内におく。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 この会は父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

1. よい父母、よい教員となるように努める。
2. 家庭と学校と緊密な連絡によって児童の育成をはかる。
3. 児童青少年の生活環境をよくする。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする自主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童青少年の教育ならびに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. 学校の管理や人事に干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 1. 第六瑞光小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる保護者。  
2. 第六瑞光小学校の校長及び教職員。
2. 特別会員 1. 顧問(会長をやめられた人)。  
2. 特別委員(副会長経験者。役員経験 3 年以上の人。任期は 3 年とする)。

第 6 条 正会員は会費を納めるものとする。

第 7 条 正会員はすべて平等の権利と義務がある。

## 第 5 章 会 計

第 8 条 会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄附金ならびにこの会の趣旨に賛成する、その他の資金によって支弁される。

第 9 条 会費の変更および資金を得る方法は、総会の決定によって行われる。

第 10 条 この会の予算は予算委員会で審議し委員総会、定期総会に提出する。

第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告されなければならない。

第 12 条 会計監査委員若干名は定期総会において会長が委嘱する。

第 13 条 会計監査員は、この会の会計の監査をなし、次年度総会に結果を報告する。

第 14 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 役員及び任務

第 15 条 この会の役員は次のとおりとする。

- 会長 1 名(父母) 副会長 3 名以上(父母及び教員) 書記 3 名以上(父母及び教員)  
会計 3 名以上(父母及び教員)

- 第 16 条 役員の任期は 1 年とする。ただし重任をしても差支えない、また補欠者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 17 条 役員の選出及び就任はつぎのとおりに行われる。
1. 下記の委員からなる役員候補者指名委員会をつくる。
    - イ 各学級の父母の中から 1 名以上を選出する。
    - ロ 教員の中から 1 名以上を選出する。
  2. 指名委員長は委員の互選とする。
  3. 指名委員会は総会において役員候補者指名の経過を報告する。
- 第 18 条 役員の任務は次のとおりである。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括処理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をつとめる。
  3. 書記は重要事項を記録し、また会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
  4. 会計はこの会の会計事務を処理する。また総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

## 第 7 章 総 会

- 第 19 条 総会は定期総会(年 2 回)臨時総会とする。また、書面により招集することもできる。この場合議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。
- 定期総会 役員の就任および決算、予算案、事業計画の審議承認。  
臨時総会 運営委員会が必要と認めた場合。または会員の 5 分の 1 以上の要請があった時開く。
- 第 20 条 総会の定足数は会員の 3 分の 1 とし議事は出席会員の過半数で決する。
- 第 21 条 総会の日時場所および議案はその集会の 5 日前までに通知する。

## 第 8 章 運 営 委 員

- 第 22 条 運営委員は役員、専門部の部長、学年委員長および校長によって構成する。但し緊急の場合は役員会において審議することができる。その他会長が必要と認めた場合は副部長(副委員長)の出席を求めることができる。
- 第 23 条 運営委員会の任務は次のとおりである。
1. 総会に提出する議案の作成。
  2. 専門部によって立案された事業計画の審議検討。
  3. 総会の決定に基いた委任事務の処理。
  4. 委員会部会設置に関すること。
  5. その他この会の目的を達成するために必要な事項の処理。
- 第 24 条 運営委員会の定足数は特別の事情のない限り構成員の 2 分の 1 とする。

## 第 9 章 委 員 総 会

- 第 25 条 委員総会は、各学級より選ばれた学級委員若干名、教員若干名によって構成する。
- 第 26 条 委員総会は運営委員会により提出された議案を審議決定する。
- 第 27 条 委員総会は必要に応じて会長が招集する。

## 第 10 章 専 門 部 会

- 第 28 条 この会に次の専門部をおく。  
ただし必要に応じて、その他の部を設けることができる。
1. 成人教育部 学校教育の理解につとめ、その推進に協力するとともに会員の教養を高める。  
また会員の親睦と健康増進につとめる。
  2. 校外指導部 児童の安全と指導に関する事業を行う。
  3. 広報部 この会の目的を達成するための広報活動をする。
- 第 29 条 部会の構成はつぎのとおりとする。
1. 部長 1 名 父母
  2. 副部長 数名 父母および教員
  3. 専門部員 若干名 父母および教員

- 第30条 部員の選出はつぎのとおりとする。
1. 部長・副部長は部員が互選する。
  2. 成人教育部・広報部員は、各学級より希望者1名以上および教員の中より選出する。
  3. 校外指導部員は各学級より希望者1名以上および教員の中より選出する。
  4. 専門部員が任期の途中で転出等で欠員となった場合には、新たに選出する。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第31条 部会は会長の承認を得て部長が招集し、部長事故のある場合は副部長が代行する。
- 第32条 部会は如何なる事業計画も運営委員会にはからなければならない。

## 第11章 学年委員会

- 第33条 学年委員会は、原則として各学級より選ばれた委員長、副委員長によって構成される。ただし会長が認めた場合は、選出を行わないことができる。
- 第34条 学年委員会は担任教員と連絡し、学年の経営に協力する。

## 第12章 個人情報の取り扱い

- 第35条 本会がPTA活動を推進するため必要とする会員および保護者の個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第13章 改正

- 第36条 本規約は総会において出席者の過半数によって改正することができる。ただし改正案の提出については、その総会の5日前までにその内容を全会員に通知しなければならない。

## 第14章 付 則

- 第37条 本規約は平成12年4月25日から施行される。
- 第38条 会長は運営委員会の協議を経て本会則に必要な細則及び内規を定めることができる。

# 細 則

- 第1条 この細則は第六瑞光小学校PTA規約第37条の規定により定める。

## 第1章 会 員

- 第2条 この会の特別会員は正会員でなくなった年度からとする。

## 第2章 会 計

- 第3条 この会の会費は年額6,000円とする。但し、諸般の事情によりPTA規約第3条の活動が完全に実施できない場合は、運営委員会の承認を得て6,000円以下に変更出来る。尚、転入の際は転入月の翌月分より月割りで会費を算出する。転出の際は原則返却しない。

- 第4条 予算委員会は役員・専門部長および、学年委員長の代表により構成する。ただし、部長事故ある場合は副部長の出席を求めることができる。

- 第5条 会計監査委員は役員会で推せんし、会長が委嘱する。

## 第3章 総 会

- 第6条 総会の定足数は委任状を含むものとする。

## 第4章 付 則

- 第7条 この細則は平成26年5月2日から施行される。
- 第8条 この細則の変更は運営委員会の協議による。

## 第六瑞光小学校 PTA 個人情報取扱方法

(平成 29 年 4 月 28 日 総会議決)

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本 PTA が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利の利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本 PTA は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「個人情報取扱同意書」などにより会長に提出された次の事項を記したものとする。  
例) 氏名・電話番号・その他、必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

(1) 文書等の送付等

(2) PTA 会員名簿の作成

(3) 会員の相互連絡および保護者の相互連絡、広報誌・総会資料等に氏名等、掲載

(管理)

第7条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(本人同意を必要としない提出先)

第8条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(下線部分は「個人情報の保護に関する法律」第 2 3 条に規定されています。)

# PTA内規

( 六瑞小PTA第38条規定より )

## 1. 慶弔見舞いについて

① 会員の死亡	5,000円
② 会員の同居の父母の死亡 (教員の実父母の場合は同居に限らない)	3,000円
③ 会員である教員および主事の結婚・子の出生	結婚 5,000円 出生 3,000円
④ 児童の入院 (2週間以上)	2,000円
死亡の場合	5,000円

## 2. 教職員の転退職について

・教職員が転退職した場合、下記の餞別を贈る

① 1年～2年	2,000円
② 3年	3,000円
③ 4年	4,000円
④ 5年	5,000円
⑤ 6年以上	6,000円

## 3. 感謝状について

1. 役員及び会計監査を退任し、子供が卒業した時感謝状を贈る。
2. その他、役員会の協議により特に功労のあったと認められる場合に、感謝状を贈呈する。

## 4. 役員を選出および任期について

1. 新役員は毎年副会長1名以上、書記1名以上、会計1名以上を指名委員会にて選出する。
2. 役員の任期は2年以上が望ましい。
3. 役員の再選は妨げない。但し、新規選出役員のうち1名までが望ましい。
4. 役員・委員は1家族から1名が望ましい。